

労働者数50人未満
の事業場の方へ

職場の健康づくりと

産業保健活動を応援します!!

職員の健診結果を
そのままにして
いませんか…?



健診結果が届いたら
ステップ1.2.3へ…

ステップ1

ご利用は
全て無料です

医師の意見聴取を申し込みます

事業主は、健康診断の結果、異常所見があった労働者の、健康を保持するために、**医師から意見を聴く必要**があります。その意見を踏まえ労働者に対して**適切な措置**を行ってください。

〈措置の例〉

- ・就業区分(通常勤務、就業制限、要休業)
- ・措置の内容は、労働時間の短縮、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、保健指導などです。

※ ・労働安全衛生法により**義務付け**られています。
・健診後、**3か月以内**に**毎年行う必要**があります。

ステップ2

健康相談を利用します

♪労働者のこころとからだの健康管理は大丈夫ですか?
担当者に健診データを改善するポイントなど健康管理の情報をお伝えします!!

♪ 健診結果や職場環境に
応じた改善の取り組みを
一緒に考えませんか!!

♪ 自分にあった生活習慣を
手に☆入れるチャンスです!!

ステップ3

事業場訪問を利用します

♪保健師・労働衛生工学専門員が職場を訪問し、職員の健康管理、作業環境管理の助言を行います。また、個別に健診結果に基づき保健指導も行います。希望により健康講話も。

必要時

面接指導を

長時間労働者やストレスチェックの結果、高ストレスと判定された労働者に対し、医師が面接を行います。

ぜひ、申し込みを!!

新発田地域産業保健センター

一般社団法人新発田北蒲原医師会内

〒957-8577 新発田市本町4丁目16-83 (裏面地図参照)

問合せ：月～金曜日 13:00～16:00 電話 0254-23-8366

ホームページ <https://www.niigatas.johas.go.jp> 新潟産業保健 検索

対象地域

新発田市・聖籠町・
阿賀野市・胎内市・
村上市・関川村

裏面参照